第１回香川県待機児童対策協議会　次第

日時：令和２年７月 27 日（月）10 時 30 分～12 時予定
場所：香川県本館 12 階　大会議室

１　開　会

２　香川県健康福祉部子ども政策推進局長 挨拶

３　出席者紹介

４　議　事　　（１）令和２年４月１日現在の保育所等利用待機児童数について
　　（２）令和２年度待機児童対策事業について
　　（３）新型コロナウイルス感染症対策について

５　その他

６　閉　会

【配布資料】

資料	１	出席者名簿	・・・Ｐ　１
資料	２	香川県待機児童対策協議会設置要綱	・・・Ｐ　２
資料	３	保育所等利用待機児童数（令和２年４月１日現在）	・・・Ｐ　４
資料	４	令和２年度待機児童対策事業	・・・Ｐ　６
資料	５	新型コロナウイルス感染症の主な対応状況（児童福祉関連）	・・・Ｐ　９
資料	６	新型コロナウイルス感染症対策一覧（児童福祉分）	・・・Ｐ２３

資料1

第１回香川県待機児童対策協議会
出席者名簿

自治体名	所　属	役　職	氏　名
高松市	こども園総務課	課　長	堺　英彦
高松市	こども園運営課	課　長	今池　健一
丸亀市	幼保運営課	副課長	山下　友通
坂出市	こども課	課長補佐	南木　陽介
善通寺市	子ども課	課　長	早﨑　和代
観音寺市	こども未来課	課　長	（　欠　席　）
さぬき市	幼保こども園課	課　長	多田　千稔
東かがわ市	子育て支援課	副主幹	六車　憲二
三豊市	保育幼稚園課	課　長	前川美佐子
土庄町	教育総務課	課　長	佐伯　浩二
小豆島町	こども教育課	課　長	後藤　正樹
三木町	こども課	課　長	美馬　一生
直島町	教育委員会	次　長	岡本　徳広
宇多津町	保健福祉課	課　長	磯崎　哲夫
綾川町	子育て支援課	課　長	久保田真人
琴平町	子ども・保健課	課　長	前田　照幸
多度津町	健康福祉課	課　長	冨木田笑子
まんのう町	学校教育課	課　長	香川　雅孝

（敬称省略）

【事務局】

香川県	子ども家庭課	課　長	土手　政幸
香川県	子ども家庭課	副課長	山口　幹太
香川県	子ども家庭課	課長補佐	久保　雅美
香川県	子ども家庭課	副主幹	高橋　佑介
香川県	子ども家庭課	主　任	佐廣　祐介
香川県	子ども家庭課	主任主事	安藤　拓也

資料２

香川県待機児童対策協議会設置要綱

（目的）

第１条　子ども・子育て支援法附則第 14 条第４項に基づき、県内の待機児童の解消及びその発生の防止を目的として、香川県及び香川県内市町が小学校就学前子どもに係る子ども・子育て支援に関する施策を連携して実施するために香川県待機児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

(1)　保育の受け皿確保に関すること

(2)　保育人材の確保及び資質の向上に関すること

(3)　待機児童の解消及び発生防止に向けた情報の共有等に関すること

(4)　その他協議会で必要と認める事項に関すること

（協議会の組織・構成等）

第３条　協議会は、別表に掲げる関係機関の担当課長等をもって構成し、会長を置く。

２　会長は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課長とし、会議の議長として議事を整理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

４　協議会において、必要がある時には、学識経験者や保育事業者等の臨時委員を置くことができる。

（招集等）

第４条　協議会は、会長が招集する。

２　会長は、必要に応じて協議会に構成員以外の者の出席を求め又は他の方法で意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課において行う。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年３月 17 日から施行する。

別表（第３条関係）

	関係団体
1	高松市
2	丸亀市
3	坂出市
4	善通寺市
5	観音寺市
6	さぬき市
7	東かがわ市
8	三豊市
9	土庄町
10	小豆島町
11	三木町
12	直島町
13	宇多津町
14	綾川町
15	琴平町
16	多度津町
17	まんのう町
18	香川県

資料３

令和２年５月26日（火）
子ども家庭課　保育所グループ
【担　当】久保・高橋
【内　線】3226・3332
【ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ】087-832-3284

保育所等利用待機児童数（年度当初）

－　令和２年４月１日現在　－

● 令和２年４月１日現在の保育所等利用待機児童は６４人で、前年同月の１８２人と比べて１１８人減少しました。

１．市町別待機児童数

	R2年４月１日	H31年４月１日	増　減
高松市	５９人	７７人	▲１８人
丸亀市	０人	１０１人	▲１０１人
坂出市	２人	４人	▲２人
琴平町	２人	０人	＋２人
多度津町	１人	０人	＋１人
合　計	６４人	１８２人	▲１１８人

２．待機児童数が発生している主な要因

全体として入所申込児童数の伸びは鈍化している中で、保育の受け皿確保として施設整備等が図られているものの、地域ごとの需要に見合う保育士の確保が十分でないこと等から、待機児童が発生していると考えられる。

３．待機児童の解消に向けた取組み

県としては、引き続き、市町とともに待機児童の解消に積極的に取り組みます。

○　県において、保育士人材バンクを活用した潜在保育士の復職支援として、求人開拓コーディネーターを配置して、保育士人材バンクに登録している潜在保育士とのマッチングを図るとともに、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や就職準備金の貸付を引き続き行います。

○　また、保育学生等を対象とした「保育士就職フェア」や「保育体験バスツアー」、中高生を対象とした「出前授業」の実施のほか、幼稚園免許状を持つ職員が保育士資格を取得する際の経費に対する補助等を通じて、資格取得者の増加を引き続き図ります。

○　さらに、今年度から新たに、保育学生に対する修学資金の貸付け対象に、県外養成施設に在学する県内出身者を加えるとともに、幼稚園教諭の保育士資格取得を促進するた

め、県内保育士養成校に対して、幼稚園教諭が保育士資格を取得するための講座の開設を支援することとしています。

○　そのほか、保育士の職場環境の改善として、保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置する私立保育所等への支援事業を各市町と連携して実施するほか、私立保育所等における保育士の研修参加や休暇取得の際の代替保育士について、民間派遣会社を活用した支援を引き続き実施します。

４．参　考

【県内の待機児童数の推移】　（単位：人）

年　度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
4月1日現在	22	0	0	0	0	0	0	0	0	129	324	227	108	182	64
県(高松市除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	46	105	5
高松市	22	0	0	0	0	0	0	0	0	129	321	224	62	77	59
10月１日現在	75	44	65	68	55	17	30	16	34	407	519	377	314	313	－
県(高松市除く)	4	26	28	20	23	10	11	7	0	14	14	101	123	118	－
高松市	71	18	37	48	32	7	19	9	34	393	505	276	191	195	－

【県内の入所申込児童数、入所児童数及び保育士数（各年度４月１日現在）】　（単位：人）

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
入所申込児童数	県全体	19,983	20,151	20,643	21,377	22,035	22,592	23,053	23,250
	うち高松市	8,596	8,721	8,979	9,300	9,602	9,939	10,171	10,207
入所児童数	県全体	19,949	20,141	20,376	20,922	21,594	22,223	22,535	22,757
	うち高松市	8,596	8,721	8,792	8,924	9,280	9,735	9,941	9,942
保育士数	県全体	3,683	3,749	3,767	3,963	4,232	4,395	4,748	4,934

※H31 年度までは確定値、R2 年度は速報値

【令和２年４月１日現在の待機児童の年齢別内訳】

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	計
高松市	３人	32 人	10 人	10 人	４人	59 人
坂出市	２人					２人
琴平町	２人					２人
多度津町			１人			１人
合　計	７人	32 人	11 人	10 人	４人	64 人

※３歳未満児の割合……78.1%（64 人中 50 人）　＜前年度 91.2%（182 人中 166 人）＞

資料4

令和2年度待機児童対策事業一覧

（単位：千円）

	実施主体	事業名	事業概要	R2予算額	備考
1	香川県	潜在保育士等支援事業	未就学児を持つ保育士に対する保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な資金の貸付けを行う。	2,772	
2	香川県	保育士確保推進事業	求人開拓コーディネーターを配置して保育所等と潜在保育士のマッチングを行うほか、保育士養成施設に通う学生の県内保育所等への就職支援や中高生を対象とした保育の魅力を伝える出前講座の実施などにより、保育士の人材確保を図る。	12,300	
3	香川県	保育士人材バンク事業	香川県保育士人材バンクの運営を通じて、保育士人材を確保することにより、待機児童の解消を図る。	4,890	
4	香川県	保育学生修学支援事業	保育士養成施設に在学する本県出身の保育学生のうち、家庭の経済的状況等から支援が必要な者に対し、修学資金の貸付を行う。	4,310	
5	香川県	保育体制強化事業	保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育士が働きやすい職場環境を整備する私立保育所等に対し補助する市町に補助する。	54,965	
6	香川県	派遣保育士活用事業	私立保育施設における保育士の研修参加や休暇取得の際の代替保育士について、民間派遣会社を活用した支援を行うことにより、職場環境の改善及び離職防止を図る。	19,200	
7	香川県	保育補助者雇上支援事業	保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図るため、保育士資格の取得を目指す保育補助者を雇用する私立保育所等に対して貸付を行う。	1,048	
8	香川県	保育の質向上事業	保育士の質の向上を目的として、保育施設の指導監査や研修業務の充実強化を図るとともに、幼稚園教諭免許状を持つ職員が保育士資格の取得等に要する経費を保育施設等に対して補助する。	4,248	
9	香川県	保育士資格取得に向けた環境整備事業	幼稚園教諭免許状を持つ者が保育士資格を取得するために必要な単位数の特例制度を活用した講座を実施する県内保育士養成施設に対して補助する。	2,080	令和２年度新規事業
10	高松市	潜在保育士就職支援事業	保育士の資格を有する者であって保育士として現に勤務していない者が、市内に所在する私立保育所等に勤務を開始する際に必要な経費を補助する。	500	

（単位：千円）

	実施主体	事業名	事業概要	R2予算額	備考
11	高松市	保育実習旅費支援事業	市内公私立保育所等で保育実習を行う県外学生を対象に、往復旅費を補助する。	150	
12	高松市	新卒保育士一時金支給事業	新卒保育士が市内の私立保育施設等で保育士として就職した場合、一時金を支給する。	5,200	
13	高松市	保育士宿舎借上げ支援事業	私立保育所等が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。	3,600	
14	丸亀市	私立保育園等保育士処遇改善事業	丸亀市内の私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に勤務する保育士等に対する賃金の上乗せ補助（月額3,000円）を行う。	12,240	
15	丸亀市	就職準備金貸付事業	丸亀市内の保育施設に勤務することとなっている者に対し、就職に必要となる経費（300,000円以内）を無利子で貸し付ける。継続して3年間、丸亀市内の保育施設に勤務した場合、返還を免除する。なお、事業主体は、丸亀市福祉事業団で、当該事業団に対し、補助金として交付する。	6,000	
16	丸亀市	保育士修学資金貸付事業	保育士養成施設に在籍する学生であって、卒業後、丸亀市内の保育施設に勤務する意思のあるものに対し、当該養成施設に在学する間必要となる授業料等の経費（月額30,000円以内）を無利子で貸し付ける。継続して3年間、丸亀市内の保育施設に勤務した場合、返還を免除する。なお、事業主体は、丸亀市福祉事業団で、当該事業団に対し、補助金として交付する。	7,200	
17	丸亀市	丸亀市保育士人材バンク設置事業	香川短期大学との連携協定に基づく卒業生の情報共有などを通し、積極的に潜在保育士の掘り起こしを行うことで、求職者の登録に繋げ、より多くのマッチングを行う。なお、丸亀市福祉事業団に委託して実施している。	3,305	
18	坂出市	保育従事職員資格取得支援事業	市内の公立又は私立保育施設等に勤務する者が，保育士資格を取得する際に必要となる経費の一部を補助する。	900	令和２年度新規事業
19	坂出市	潜在保育士等就職支援事業	保育士資格を有する者が，新たに市内の私立保育施設等に就職する際に就職奨励金を給付する。県外からの転入を伴う場合は転入奨励金を給付する。	700	令和２年度新規事業
20	観音寺市	保育士資格支援事業補助金	観音寺市の公立・私立保育所において保育士を確保するため、保育所・認定こども園で　勤務する保育士補助員が保育資格を取得するための教材費を100,000円を上限に補助する	100	

（単位：千円）

	実施主体	事業名	事業概要	R2予算額	備考
21	観音寺市	保育士宿舎借り上げ支援補助金	法人保育所等に採用されて５年までの保育士を対象に施設が宿舎を借り上げるための費用について月額82,000円を上限に家賃補助する。	3,150	
22	観音寺市	保育士奨学金返済支援事業補助金	奨学金を利用して保育士資格を取得し、観音寺市内の認可私立保育施設に就職したものが奨学金を返済するために要した費用の一部を補助する。	1,250	
23	観音寺市	認可外保育所保護者負担金補助金	就学前第２子及び第３子以降が認可外保育所を利用する保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、１月あたり上限35,000円で保育料を補助する。	5,880	
24	三豊市	保育士等確保・定住促進事業	市内保育施設等での就労を目的とし、本市へ転入する者、もしくはひとり親で市内転居をする者に対して、その費用を補助することで、本市への定住及び保育士等の確保につなげる。	1,500	
25	三豊市	認可外保育施設等利用者支援補助事業	市内認可保育施設等に申し込みをしたが入所できず、認可外施設等を利用する人の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設利用料の一部を補助する。（0・1歳児）	2,400	
26	三豊市	認可外保育施設等・第2子以降保育料補助事業	保育の必要性があり、市内認可外保育施設等を利用している児童のうち、就学前第2子以降及び扶養する児童のうち第3子以降の児童について、認可外保育施設利用料の一部を補助する。	3,150	
27	三豊市	三豊市認可外保育施設運営費補助事業	市内認可外保育施設に対し、月極入所している児童数に応じて補助金を交付する。また、待機児童が入所している場合は、その入所児童数に応じて補助金を交付する。	1,272	
28	三木町	三木町認可外保育施設保育料補助事業	町内認可保育所に入所申込したにも関わらず、利用調整の結果、認可保育所を利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用している保護者の施設利用料と保育料の差額を補助する。	3,960	
29	多度津町	多度津町保育所就職一時金	令和２年４月１日以降に正規職員として町内保育施設に就職する保育士を対象に、10万円の一時金を交付する。	1,000	令和２年度新規事業

資料５

新型コロナウイルス感染症の主な対応状況（児童福祉関連）

１．経緯

2月27日(木)	*新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の発表*
3月3日(火)	*3月2日（月）もしくは3月3日（火）から春休みまで、すべての小中学校・高校・特別支援学校が休校。*
3月3日(火)	保育所等は原則開所、放課後児童クラブは午前中より原則開所。
4月6日(月)	*学校が再開される。*
4月7日(火)	*新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令*
4月8日(水)	*4月13日（月）から4月24日（金）まで、学校等を臨時休業すると発表*
4月13日(月)	*学校休業（～4月24日（金））*
4月13日(月)	保育所等及び放課後児童クラブについては、原則開所であるが、4月26日（日）まで利用自粛を依頼
4月14日(火)	*新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言*
4月16日(木)	*全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域となる*
4月20日(月)	*学校休業を5月8日（金）まで延長*
4月20日(月)	保育所等及び放課後児童クラブの利用自粛期間を5月10日（日）まで延長
4月22日(水)	*香川県における特措法に基づく緊急事態措置を実施*
4月23日(木)	4月25日（土）～5月6日（水・振休）まで、医療従事者等及びひとり親家庭等の保育を確保しつつ、保育の提供の縮小又は臨時休業することを検討するよう要請
5月5日(火)	*国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえ、県の緊急事態措置を5月31日まで延長*
5月5日(火)	保育所等及び放課後児童クラブの利用自粛期間を5月31日（日）まで延長
5月15日(金)	*国の緊急事態宣言の対象区域から本県が解除されたことを踏まえ、「香川県感染警戒宣言」を発出*
5月15日(金)	保育所等及び放課後児童クラブは引き続き5月31日（日）まで利用自粛を要請
5月21日(木)	*京都、大阪、兵庫の関西３府県で緊急事態宣言を解除*
5月26日(火)	*国の5月25日の緊急時事態解除宣言に伴い、「感染予防対策期」に移行*
5月26日(火)	保育所等及び放課後児童クラブの利用自粛期間は、前倒しせず5月31日(日)までとする。
7月15日(水)	*新型コロナウイルス感染症「準感染警戒期」知事緊急メッセージを発出*
7月17日(金)	*新型コロナウイルス感染症「感染警戒期」に警戒レベルを引き上げ*

２．感染防止啓発リーフレット等の周知状況

4 月 22 日	「保育所等の皆さまへ新型コロナウイルス感染防止に向けた取組」 別紙１ 「保育所等の皆さまへ新型コロナウイルス感染者等が発生した場合」別紙２ を保育所等及び放課後児童クラブ、認可外保育施設に周知。
4 月 15 日 5 月 18 日 5 月 29 日	「児童福祉施設等　利用児童・御家族等の皆様へ」別紙３を保育所等及び放課後児童クラブ、認可外保育施設に周知
5 月 25 日	「感染症を知り、感染予防ができる保育所づくりへ」別紙４を保育所等及び放課後児童クラブ、認可外保育施設に周知
7 月 17 日	「保育所等の皆さまへ新型コロナウイルス感染防止に向けた取組」 別紙１ 「保育所等の皆さまへ新型コロナウイルス感染者等が発生した場合」別紙２ を保育所等及び放課後児童クラブ、認可外保育施設に再周知。

３．今後の課題（施設等へのヒアリング結果）

【人材確保等】

・保育士、放課後児童支援員等職員のメンタル面でのフォロー（子ども及び職員自身の感染への不安、登園・利用自粛に伴う保護者からの問い合わせ・苦情の増加）

・学校の休業に伴う対応が急であるため、放課後児童クラブを午前中から開所するための人員及び場所の確保に追われた。（特に、朝早い時間と夕方遅い時間の人の確保が困難。）

・登園自粛による保育士等の有給休暇の取得、時間給の職員の勤務時間短縮による収入の減少等、労働相談の増加。

・感染拡大防止のために、陽性者についてのある程度の情報を出すことで、個人が特定され、誹謗中傷の的になってしまうこともある。

・職員の中から陽性者がたくさん出てしまった場合、施設再開時に、十分な職員が揃わず、保育体制が不十分なことが課題。

【感染予防関係】

・業務の性質上３密を避け、感染防止策を徹底することが困難。

・３密を避けるための場所の確保、消毒液、体温計、マスク等の衛生物品の確保。

・感染症防止対策について、職員の負担の増大（消毒をどのくらい行えばよいか等が判らなく、不安なため相当な時間がとられるなど）

・感染症対策法に対する疑問（低年齢児へのマスクの着用の可否、次亜塩素酸ナトリウムの噴霧について、プールで感染するのか等）に対する解決が一つ一つ手探り。

【保護者対応】

・保育所等及び放課後児童クラブが開所していないと仕事に行けなくて困る保護者がいる一方で、休園、休所にならなければ、仕事がお休みできないという意見も多くあった。

・緊急事態宣言中において、子どもから県外に行ったような発言があっても、保護者からは

否定され、そのような子どもをお預かりすることに不安を覚えた。
・病院関係者等、真に保育な必要な方の保育の確保をしつつ、登園自粛をどのように保護者に理解してもらうか、保護者対応に苦慮した。

【子どもへの対応】
・登園自粛の期間中の、「見守り家庭」の子どものフォローをどのように行っていくべきか。

【利用者側】
・病院関係者の子どもの利用に対する風評被害の発生
・仕事に行くために子どもを預けるが、周囲から白い目で見られる。

【衛生用品の確保】
・マスク、消毒液、体温計等の感染防止用品の不足
・感染防止対策の実施に伴う職員の負担増
・感染症への不安
・感染症対策法に対する疑義（低年齢児へのマスクの着用の可否、次亜塩素酸ナトリウムの噴霧について、プールで感染するのか 等）

【その他】
・感染者や濃厚接触者が園内に発生した場合は、クラス毎ではなく、速やかに希望者全員にPCR 検査等を行う旨を明確に示して欲しい。（早朝・延長保育などは異年齢児合同保育であるため）
・子どもの命の安全のために学校を休業にするのに、保育所等や放課後児童クラブは開所をしていることに対する不安や疑問。

４．その他

・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」及び「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」については、対象期間が令和２年９月 30 日まで延長　…　別紙５

資料５
（別紙１）

保育所等の皆さまへ

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組

施設がするべきことは？

（感染症対策の再徹底）

□感染防止に向けた取組を職員全員が取り組むよう徹底する。

（施設への立ち入り）

□委託業者等からの物品の受渡し等は**玄関など施設の限られた場所**でする。
施設内に入る場合は、**体温を計測**し、**発熱**がある場合には**立ち入りを断る**。

□**施設内に出入りした業者等の来訪者記録（氏名・来訪日時・連絡先）**を記録する。

職員がするべきことは？

（感染症対策の再徹底）

□**マスクの着用**や**手洗い**、**アルコール消毒**等を徹底する。

□**出勤前に体温を計測**し、**発熱**等の症状がある場合は、**出勤しない**ことを徹底する。

□保育室や事務所・職員室で**マスクをはずして飲食**をする場合、他の職員と**一定の距離を保つ。**

□職員自らの**行動記録**をつける。

業務従事上の留意点

（基本的な事項）

□**「３つの密」**を避ける。

- 同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小
- 定期的な換気
- 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮
- 声を出す機会の最小化
- 声を出す機会が多い場合のマスク着用
- 清掃の徹底
- 共有物の消毒の徹底
- 手指衛生の励行の徹底

（送迎時等の対応等）

□登園時に、児童・家族又は職員が**児童の体温を計測**し、**発熱がある場合は、利用を断る。**

□送迎時には、**窓を開ける等換気に留意**。送迎後に利用者の**接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒**する。

保育所等版

令和２年４月22日　香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課　087-832-3284

資料５
（別紙２）

保育所等の皆さまへ

新型コロナウイルス感染者等が発生した場合

感染が疑われる方が発生した場合は？

以下の対応を行ってください（保健所の指示があった場合は、その指示に従う）。

情報共有・報告について

□速やかに施設長等に報告し、情報共有する。

□保健所・嘱託医に相談する。

□市町担当課、家族等に報告する。

消毒・清掃について

□感染が疑われる児童が利用した保育室及び当該児童が利用した共用スペース、送迎車両等を消毒・清掃する。（→消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液）

□トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

積極的疫学調査への協力

□保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。

- 同室または長時間の接触があった者
- 感染防護無しに児童の保育を行っていた者
- 気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

□症状出現後の接触者リスト、利用児童の登園記録、職員の行動記録表、来訪者記録を提供する。

感染者（利用児童・職員）への対応は？

利用児童・職員に感染者が発生した場合

□原則入院となる。

※感染が疑われる場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。
ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、保健所に相談する。

濃厚接触者（利用児童・職員）への対応は？

利用児童の場合の対応

□自宅待機を行い、保健所の指示に従う。

職員の場合の対応

□自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

※濃厚接触が疑われる段階で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

保育所等版

令和２年４月日 22 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課　087-832-3284

資料５（別紙３）
【R2.5.29】

～児童福祉施設等　利用児童･御家族等の皆様へ～

児童福祉施設等は、利用児童等・その家族の生活にとって欠かせないものであることから、県では、感染拡大防止の徹底をお願いしています。

一方で、施設等の取組だけでは限界があることから、利用児童、またその御家族の皆様等におかれましても、感染拡大防止に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

○　**利用者本人**だけでなく、**同居している御家族**においても、引き続き、５月末までは、**都道府県をまたぐ不要不急の移動は控えて**ください。また、**これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、**適切な感染防止対策が徹底されるまでの間、**控えて**ください。

○　また、６月１日から６月１８日までの間は、**５月２５日まで特定警戒都道県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の移動は、慎重に検討して**ください。

○　屋内外に関わらず、**三つの密を徹底的にさけて**ください。人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けてください。

○　人と接するときは、症状がなくても**マスクを着用しましょう。**また、熱中症予防のため、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩してください。

○　毎朝、体温と健康のチェックを行い、風邪症状や発熱などの症状がある場合、体調が悪い場合は、サービスの利用を控えてください。

○　室内では、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整してください。

○　新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」（０５７０－０８７－５５０）に御相談ください。

※詳しくは「感染予防対策期における対策について」を御確認ください。

令和２年５月 29 日　香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課

資料５
（別紙４）

新型コロナウイルス感染症情報

感染症を知り、感染予防ができる保育所づくりへ

新型コロナウイルス感染症の流行で子どもたちも保護者も職員も、多くの不安を抱えていると思います。

新型コロナウイルス感染症はまだ治療法や予防法が十分に確立されていません。そのため、まず「知ること」が大切です。

「ウンチが臭わない！？」

〇香川県内のある保育所で、保育士さんが発熱、体のだるさ、嗅覚異常等を感じ、病院で検査をしたところ　新型コロナウイルス感染症と分かりました。
この時、保育士さん同士で「（子どもの）ウンチが臭わない」と話しをしたところから病院受診に繋がったそうです。

〇その後、職員全員と園児のＰＣＲ検査をした結果、職員１１名と園児２名が新型コロナウイルスに感染していることがわかりました。

〇もし、保育士さんがお互いの症状を職場で相談できていなければ、どのような結果になっていたでしょうか。この出来事から、自分の体調を相談しやすい環境や、体調が悪い時は休める体制作りが感染症を早期に発見したり、感染拡大を抑えることに重要であることが分かります。

〈お願い〉

新型コロナウイルス感染症は現状では誰が罹（かか）ってもおかしくはありません。罹（かか）った人は決して悪くありません。もし、罹（かか）った人がいても、それが職員でも子どもでも、治って保育所に戻ってきたときには「よく頑張ったね」「また一緒に遊ぼうね」と優しい声をかけてあげられる環境づくりをお願いします。罹（かか）った人がつらい思いをしたり、いじめに繋がることがないように、職員と保護者、子どもたちにこのような共通認識を持っていただければと思います。

「保育所でクラスターを発生させないためには？」

クラスター（小規模な患者の集団）を発生させないことが、子どもと保護者、職員が、安心して健やかな保育所生活を送るためにも望まれることですが、実際に何から始めれば良いのでしょうか。

クラスター発生の要因分析	
・保育は「３密」となりやすい環境	・県外流行地への移動・滞在等
・長時間の会議、密接となりやすい休憩室	・皆が共通してよく触れる場所が多い　など

《①１人１人ができる感染対策》

- ３つの密を避けること
- 咳エチケットを守ること
- 手洗い、換気、消毒は丁寧に行うこと
- 体調が悪い時は無理せず、まず一旦お休みして、体調が回復してから登園（出勤）すること

《②保育所における感染対策》

接触感染対策	・保育所の中で皆が接触しやすい箇所(テーブル、オムツ交換台、ドアノブ、電気のスイッチ、玩具、階段の手すり、椅子の背もたれ等)を消毒用アルコール等で定期的な清拭消毒 ・マスク、エプロン等ウイルス付着の可能性のあるものをテーブル等に置かない ・食事前やトイレの利用後だけではなく、オムツ交換の前後も手洗い・手指衛生を徹底
飛沫感染対策	・咳エチケット ・マスクの着用について検討 ➡低年齢児を除き咳などの呼吸器症状があるときは必ず着用 ・職員会議や休憩時間の過ごし方 ➡空間的距離、時間的間隔をとるために人数、場所、時間の検討 ・換気（頻度：1時間に1回、３～５分）
健康管理	・職員・園児の健康観察と連絡体制 ・職員は、次の症状がある場合に申し出やすく、お休みできる体制づくり 発熱、咳、肺炎、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、 味覚障害、嗅覚障害等、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

《さいごに～ストレスにも注意しましょう～》

新型コロナウイルス感染症にかかるのではないかという不安、登園・外出の自粛、保育所行事の中止という状況が続いています。非日常の連続では誰もが通常の行動や反応ができません。

新型コロナウイルス感染症の予防対策も大切ですが、自分自身では気づかないうちにストレスを抱えている場合もありますので、保育所に通う子ども達や職員の状態に気づけるようにお互い支え合っていくことも大切です。また、定期接種のワクチンは接種推奨年齢になったら遅れないように受けておきましょう。

こんな症状はありませんか？	(体の症状)：頭が痛い、お腹が痛い、眠れない、疲れやすい (行動面の変化)：落ち着きがない、食欲が増える(減る) いつもよりよくしゃべる(よく泣く) 気分の浮き沈みが激しい等 ※子どもの場合：しがみついて離れない、言動が幼い 夜尿(おもらし)、わがままになる等
症状があれば(子ども Ver.)	子どもの話を聴いたり、一緒に体を動かすことで症状を和らげることにつながります ●聴く(子どもの気持ちを否定しない、頑張りをほめる) ●体を動かす(ストレッチやリズム体操、お絵かき、料理等)
症状があれば(大人 Ver.)	●リラックス方法を見つける ●相談先を見つける

※参考ホームページ
●香川県精神保健福祉センター
https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/seishinhoken/upfiles/socn8u170303233529_f36.pdf
●厚生労働省ビデオメッセージ集　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html

(発行)令和２年５月25日　香川県薬務感染症対策課

労働者を雇用する事業主の皆さまへ　　厚生労働省・都道府県労働局　　別紙１

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和２年２月27日から９月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！　＊詳細は裏面をご参照ください

４月１日以降取得した休暇分については**日額上限額を15,000円**に引き上げました！
（2月２７日から３月３１日までの休暇分については日額上限額は8,330円）
※既に申請や支給済の場合、追加の給付を順次行いますので、再度の申請は必要ありません。

➡ 事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（４月１日以降に取得した休暇は15,000円）を上限とする）

申請期間：令和２年12月28日までです。

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）
※　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで
（フリーダイヤル）**0120-60-3999**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の４つに分かれます）

・関東地区　（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17　新槇町ビル 9F

・東北、関西、四国、中国地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル 4階

・北陸、中部、九州・沖縄地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる 1F

・北海道地区
〒550-8798　大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援　検索

※詐欺にご注意ください。**国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。**
また、振込先、口座番号やその他の**個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。**
※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

（ア）**新型コロナウイルスに感染した**子ども
（イ）**新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
（ウ）**医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する**子ども

※　学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。
・**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

※　業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・学校：**授業日**　※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
・その他の施設（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・**授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日**

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円（４月１日以降に取得した休暇は15,000円）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和２年６月12日作成

[最新版：令和２年６月12日作成]

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

○ **令和2年２月27日から３月31日まで**の間において、
就業できなかった日について、1日当たり**4,100円（定額）**

○ **令和2年４月１日から９月30日まで**の間において、
就業できなかった日について、1日当たり**7,500円（定額）**

【申請期間】 令和2年１２月２８日までです。

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。

○ 上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ **「臨時休業等」とは**

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**

をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

○ **「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  - ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

② 新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

ア 新型コロナウイルスに感染した子ども
イ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

（３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○　**契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと**

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　**臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること**

○　**契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること**

例

- 業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）
- 業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）
- 業務の日時　（業務を行う予定の日、開始日と終了日　など）

○　**業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること**

- 時間や日を基礎として計算されるもの
- 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの

など、**作業量や成果物により、報酬が支払われるもの**が該当します。

（４）小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○　「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、**業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。**

○　**業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日や、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み、夏休み等）ではないこと**

※　ただし、開校日であっても新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる授業時間短縮日等に子どもの世話を行う場合は臨時休業の一環として支援対象になります。また、上記（２）②の子ども（感染者等）の世話を行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

◎ **支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、**　臨時休業　個人委託　検索

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
０１２０－６０－３９９９（受付時間：９：00～21：00）※土日･祝日含む

◎ **申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）**に郵送（配達記録が残るもの）してください。**

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
※　４月１日以降分の日額引上げ（4,100円→7,500円）前に既に申請された方には日額7,500円で計算した額を、日額4,100円で支払済の方には7,500円との差額を支払います。別途の申請は必要ありません。
※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、申請者に個人情報を電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
※ 持続化給付金、特別定額給付金との併給は可能です。
※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

資料６

新型コロナウイルス感染症対策一覧表（児童福祉分）

（単位：千円）

項　目	内　容	対象施設	国補助金等名　称	補　助スキーム	年度	予算額	国予算措置
新型コロナウイルスの感染拡大防止事業	児童福祉施設職員に対して、布製マスクを配布するもの。	認可保育施設、病児保育事業所、放課後児童クラブ、認可外保育施設	－	国	R1年度 R2年度	－	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（令和元年度予備費） 令和２年度第一次補正予算 令和２年度第二次補正予算
	こども用マスク、消毒液、感染防止用の備品等の購入に要する経費に対する補助 【補助率】国10/10 【上限額】１施設あたり50万円	認可保育施設	保育対策総合支援事業費補助金	国→各市町	R1年度	19,197	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（令和元年度予備費）
					R2年度	98,297	令和２年度第一次補正予算
		認可外保育施設	保育対策総合支援事業費補助金	国→県	R1年度	1,500	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（令和元年度予備費）
					R2年度	7,150	令和２年度第一次補正予算
				国→高松市	R1年度	1,200	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（令和元年度予備費）
					R2年度	28,800	令和２年度第一次補正予算
		放課後児童クラブ等	子ども・子育て支援交付金	国→各市町	R1年度	10,049	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（令和元年度予備費）
					R2年度	154,501	令和２年度第一次補正予算
放課後児童クラブ等体制強化事業	午前中から開所する放課後児童クラブ等への追加経費の支援 【補助率】国10/10	放課後児童クラブ	子ども・子育て支援交付金	国→各市町	R1年度	128,705	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（令和元年度予備費）

（単位：千円）

項　目	内　容	対象施設	国補助金等名　　称	補　　助スキーム	年度	予算額	国予算措置
放課後児童クラブ等体制強化事業	午前中から開所する放課後児童クラブ等への追加経費の支援 【補助率】国1/3、県1/3、市町1/3	放課後児童クラブ	子ども・子育て支援交付金	国→各市町	R2年度	201,178	令和２年度第一次補正予算
				県→各市町	R2年度	201,178	
				各市町	R2年度	201,178	
児童福祉施設等の感染防止対策のための相談・支援事業	児童福祉施設や当該職員を対象としたメンタルヘルス相談窓口の設置、医療機関や感染症専門家等による派遣指導　等 【補助率】国10/10	認可保育施設、放課後児童クラブ等	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	国→県→各市町	R2年度	22,396	令和２年度第二次補正予算
認可保育施設等において登園自粛に対する運営費及び利用料	【運営費】 新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等（市町の要請・同意により保育所等を休園した場合や市町からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合）をしている場合の施設型給付費等については、通常どおり支給する（国1/2、県1/4、市町1/4） 【利用料】 市町から登園自粛の要請・同意があった場合、３歳未満児の保護者等の利用者負担額は日割り計算する。	認可保育施設	子どものための教育・保育給付費国庫交付金	国→各市町 県→各市町 各市町	R1年度 R2年度	－	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策　－第２弾－（令和元年度予備費） 令和２年度第一次補正予算
	【運営費】 県、保健所を設置する市等からの休業の要請を受けて、地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えない。	放課後児童クラブ等	子ども・子育て支援交付金	国→各市町 県→各市町 各市町	R1年度 R2年度	－	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策　－第２弾－（令和元年度予備費） 令和２年度第一次補正予算

（単位：千円）

項　目	内　容	対象施設	国補助金等 名　　称	補　　助 スキーム	年度	予算額	国予算措置
認可保育施設等において登園自粛に対する運営費及び利用料	【利用料】 市町からの利用自粛の要請・同意により放課後児童クラブを欠席した場合に支援する。	放課後児童クラブ等	子ども・子育て支援交付金	国→各市町 県→各市町 各市町	R2年度	－	令和２年度第一次補正予算